

5 川監第 8 6 1 号

令和 6 年 2 月 5 日

請求人 示現舎合同会社

代表社員 宮部 龍彦 様

川崎市監査委員 大 村 研 一

同 川 上 善 行

同 石 田 康 博

同 かわの 忠 正

川崎市職員措置請求について（通知）

令和 5 年 1 2 月 1 5 日付けで收受した川崎市職員措置請求（以下「本件措置請求」という。）については、次の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条の要件を欠いて不適法であり、これを却下することとしたので、その旨を通知します。

理 由

- 1 本件措置請求は、川崎市人権・同和対策生活相談事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく川崎市人権・同和対策生活相談事業補助金（以下「本件補助金」という。）について、要綱の目的通りの相談事業が行われている実態がないなどとして、市長において川崎市人権・同和対策生活相談事業（以下「本件事業」という。）の本年度以降の実施を速やかに中止し、2団体に対して過去1年以内に支出を確定させた補助金と同額を返還させるように勧告することを監査委員に求めている。

なお、本件措置請求は、令和5年9月28日付けで収受し、同年11月2日付けで却下とした請求人による川崎市職員措置請求（以下「前回措置請求」という。）と内容において類似するものだが、本件補助金の支出年度について、前回措置請求では令和4年度としていたのに対して、本件措置請求では令和5年度としている等の違いがある。

- 2 法第242条第1項に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の住民に対し、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な公金の支出など一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実に限って、その監査と非違の防止、是正の措置とを監査委員に請求する権能を認めたものである。

そのため、住民監査請求における財務会計上の行為等の特定は、監査委員に対して監査の端緒を与える程度のもものでは足りず、違法、不当とする財務会計上の行為等を他の事項から区別し、特定して認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するものとされており、かつ、財務会計上の行為等について、違法又は不当とする理由が、これらを証する書面を添えた上で具体的に摘示されていなければならない。

- 3 本件措置請求において、請求人は、要綱の目的通りの相談事業が行われている実態がない旨を主張し、その理由として、国の同和対策事業が平成14年度をもって終了しており、本市においてはそれ以前から、同事業の対象地域（以下単に「対象地域」という。）が存在しなかったことは顕著な事実であって本市の住民には対象

者が存在しない旨を主張している。

しかしながら、要綱に基づく本件事業の実施について、対象地域との関係性は要件等とはなっていない。また、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）第4条第2項の規定によれば、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとするとしてされており、要綱に基づく本件事業は、本市の実情に応じて実施されている本市単独の人権・同和対策事業であると解される。これらの事情に照らせば、本市において対象地域が存在しなかったという事実が認められたとしても、この事実によって本件事業の実施又は本件補助金の支出（以下「本件事業実施等」という。）が違法又は不当といえる具体的な根拠は明らかでない。よって、本件事業実施等が違法又は不当といえる理由について具体的に摘示しているものとは認められない。

また、請求人は、市長が相談員の住所や連絡先を一切非公開としており、2団体への加入方法も不明で、2団体の構成員以外の者において相談することは不可能である等として、本件補助金の支出は、相談事業に名を借りた、事実上2団体に対する活動費の補助になっているとする旨を主張している。しかしながら、要綱上、相談員の住所等の公開は求められていないこと、請求人の提出資料のうち令和5年度実施計画書等によれば、2団体の同年度における相談事業の具体的な内容がそれぞれ記載されていること等からすると、仮に相談員の住所等が公開されていないという事実が認められるとしても、そのことによって本件事業実施等を違法又は不当とするべき理由が当然に推認されるものではない。よって、この点についても、本件事業実施等が違法又は不当といえる理由を具体的に摘示しているものとは認められない。

さらに、請求人は、歴史上の部落に該当する地域として、具体的な複数の地域名を掲げて、いずれも都市化や住民の分散等で部落差別の実態がなくなっていること、2団体の川崎支部の所在地が上記の歴史上の部落に該当する地域以外の地域であること等を理由として、要綱通りの相談事業の実態がない旨などを主張している。しかしながら、川崎市人権に関する市民意識調査報告書（令和3年5月）では、0.7パーセントの回答者が同和問題に関する人権侵害を受けた経験があるとしていたこと、要綱上、本件補助金の交付先団体の所在地について特別の要件は設けられていないこと等からすると、この点においても、仮に請求人の主張する事実が認めら

れたとしても、この事実によって本件事業実施等が違法又は不当であるということ
はできない。よって、この点についても、本件事業実施等が違法又は不当といえる
理由を具体的に摘示しているものとは認められない。

4 請求人の提出資料を精査しても、本件事業実施等によって損害が発生したと推認
できるものはない上、前記3によれば、請求人は、本件事業実施等について、違法
又は不当とする理由を具体的に摘示しないままに漠然と違法又は不当の疑いがある
として、監査委員に調査を求めるものといわざるを得ない。

5 よって、本件措置請求は、法第242条の要件を欠き、不適法であるので、合議
によりこれを却下すべきものと判断した。